

薩摩川内市総合計画審議会 審議事項

資料 1 1

対象条項	意見	審議内容	審議結果
前 文	耕作放棄地の増加をはじめとする，過疎対策・限界集落対策に関する文言を挿入したらどうか。	「薩摩川内市にずっと住み続けたい」という気持ちが生まれる前提には，景観の保全・活用，生活環境，福祉政策などの保障・充実が必要不可欠であり，これに取り組むことにより，過疎対策・限界集落対策は解決される。 自治基本条例は，薩摩川内市のまちづくりの方針を定める理念的・抽象的なものであるため，個別事案の具体的対応策は，各計画に委任することとする。	原案のとおり
	「それぞれ」という表現は，分離をイメージさせるので文言の整理をしたらどうか。	まちづくりにおいては，お互いが独立した存在で，良きパートナーとして，互いの不足する部分を補い合うことが大事である。	原案を修正する
	市民と市で「対等な立場」というのはありえるのか。		
第 1 条	「情報共有」「協働」「参画」の表現を「情報共有」「共生協働」「市民参画」と変えて，4文字で揃えたらどうか。	市民への説明の中で，まちづくりの3原則は「情報共有」「協働」「参画」と説明しており，4文字に揃えることで新しい概念という誤解を生むおそれがある。 4文字での表現は，視覚的及び聴覚的に長く，硬い印象を受ける。	原案のとおり
	「住民自治」の「住民」と「市民」の区別は何か。	本条例の中では，まちづくりの主体は「市民」として表現しており，「住民」は用いていない。しかし，「住民自治」という言葉は，一つの単語として地方自治の中に存在し，認識されている。	原案のとおり
第 4 条	「最高規範」という文言の取り扱いについてどのように考えるか。	自治基本条例は，薩摩川内市の例規の頂点に立つ条例であり，他との例規との違いを明確にする必要がある。 「最高規範」という文言を挿入することにより，本条例の趣旨を意識し住民自治が促進される。	原案を修正する
第 5 条	「自らの発言と行動に責任を持たなければならない」という表現は，市民だけに責任を負わずという誤解を生む恐れがないか。	第2条第7号「参画」の定義で，「自らの意思と責任をもって」と定義しているため，間接的に市民の発言，行動は責任を伴う。 「まちづくり＝公共的活動」の主体であることを自覚することで，無責任な言動は生じない。	原案を修正する

	市民と市の身分・立場は、法的拘束力に違いがあるため同じではない。市民の権利の濫用を防ぐ文言を挿入したらどうか。	まちづくりは、第2条第5号の定義により公共的活動を指す。その活動に私利私欲が入っては成立しないため、「公共の福祉」という文言を用いて権利の濫用を排除する。	原案を修正する
第9条	「まちづくりに携わる専門家」という表現は誤解を生む恐れがないか。	まちづくりの専門分野に秀でた人間は、市民の中にも存在し、職員に限ったことではない。	原案を修正する
	「還元」という表現は、条文の中において違和感がないか。	職務の遂行上知り得た知識、技術は、法令に触れない範囲で地域活性化のために市民に提供し、市民がまちづくりに積極的に取り組めるよう支援する必要がある。	原案を修正する
第10条	「情報の提供」の前に「情報の共有」をうたう項が必要ではないか。	第3章のタイトルが「情報共有」であり、第1項の見出しを、情報に関し双方向性を持たせるために「情報の共有」にする。 条文の前半後半を入れ替えたら、情報の共有を強調できる。	原案を修正する
	「多様な媒体」という言葉は、理解しづらいのではないか。	媒体は、広報紙・ホームページ・ラジオ・テレビ等のハード環境を指し、「伝達手段」と表現を変えても意図するところは同じである。	原案を修正する
第13条	「市民がその担い手となれるよう」という表現は、市民だけが公共的課題の解決や公共サービスを担うのかという懸念が湧くので、違う表現にしたらどうか。	第1項で市民と市の協働をうたっている。まちづくりは公共的活動であり、公共的課題の解決や公共サービスの提供等を含む。第2項は、それを受けて、市民がきちんとその役割を果たせるよう人材育成のために、市として適切な措置を講じることを述べている。	原案のとおり
第14条	第2項は、市民参画をうたう条例にあってマイナス表現であるが、どのように考えるか。第1項の「市民参画の機会」をふくらまして表現したらどうか。	市民参画を保障する意味合いに重点を置く。	原案を修正する
第17条	個人を攻撃したり、公共の福祉に反するような意見・要望・苦情等の対応はどうするのか。	まちづくりは、第2条第5号の定義により公共的活動である。そこで、「まちづくりに関する」という表現を用いて、公共の福祉を実現するための建設的な意見、要望、苦情等に対応する旨を強調する。	原案を修正する
	出された意見、要望、苦情等の公表はどうするのか。	市民から出された意見等は、重要な情報である。	原案を修正する
第18条	出された意見の取扱はどのようにするのか。	パブリックコメント手続実施要綱に、「提出された意見に対する本市の考え方を明らかにするとともに、意見を考慮して本市としての意思決定を行う一連の手続」とある。	原案を修正する

第21条	地区コミュニティ協議会は発足し4年目を迎えている。補助金等の予算措置も含めて市議会や市に公認されているので、「組織し、」という文言は不要ではないか。	地区コミュニティ協議会は、任意に組織された協議会であるため、今後とも再編の可能性はある。 「市民は、・・・運営することができる」という表現にすると、誰が主体となってつくった協議会なのか不明瞭になる。 地区コミュニティ協議会の設置根拠になるという狙いであれば、「組織し、」は必要である。	原案のとおり
第22条	「環境整備」という表現を具体化できないか。	「環境整備」という表現は、ハード面の整備という印象を与える恐れがある。	原案を修正する
	「認識し、」は、地区コミュニティ協議会の果たす役割について明記がないため、違う表現にしたらどうか。	地区コミュニティ協議会を設置する目的は、第21条第1項に「コミュニティ活動を実現するため」と明記している。	原案のとおり
	「損ねる」は、マイナスイメージを誘引するので違う表現はできないか。	第25条の表現を引用する。	原案を修正する
第23条	地区振興計画の取り扱いについて追記できないか。	地区の活動は、地区振興計画が根幹にある。 首長が変わり、地区振興計画の取扱いが変わるようでは地区の発展、活性化はない。	原案を修正する
第24条	「相互扶助の精神」は、「守り」のイメージではないか。	自治会を組織するに至った根底には、お互いに理解し合い、助け合いながら自分たちの地域のことは自分たちの手で解決しよう、処理しようという精神があるので「相互扶助の精神」という表現は、欠くことが出来ないものである。	原案を修正する
	「形成された」は、難しい表現ではないか。		
第25条	「できる」という表現は、条文に適さないのではないか。	「できるものとする」という表現に修正した場合、「できる」よりも弱い表現となる。	原案のとおり
第26条	地区振興計画への支援を追記できないか。	地区振興計画を総合計画へ反映していく姿勢を示すことは大切なことである。	原案を修正する
第28条	「権利利益」は同じ意味ではないので、文言の間をあけたらどうか。	行政手続条例の目的の部分を引用する。	原案のとおり